

## むつ湾周遊モデルコース造成業務仕様書

### 1 業務名称

むつ湾周遊モデルコース造成業務

### 2 業務目的

本業務は、青森市、むつ市、横浜町、野辺地町、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村のむつ湾沿岸市町村が有する自然、食、文化及び歴史などを活用した観光コンテンツを周遊できるモデルコースの造成及び情報提供をすることで、圏域としての魅力を高め、更なる外国人観光客の誘客を図り、また、国内旅行者においても圏域にて周遊・滞在させることを目的とする。

### 3 業務期間

契約締結日の翌日から令和3年3月15日

### 4 業務内容

#### (1) むつ湾沿岸を周遊するモデルコースの造成

##### ① 事業内容

イ むつ湾沿岸を周遊するモデルコースを3つ造成する。

ロ 食やアクティビティといった「コト消費」をメインテーマとする。

ハ むつ湾沿岸市町村の観光コンテンツを、3コースのいずれかに必ず盛り込むこと。

ニ 各コース、むつ湾沿岸市町村のいずれかに1泊以上する行程とする。

ホ 有識者や事業者、発注者等の意見を踏まえながら、各地の魅力ある周遊コースを造成すること。

##### ② 造成時期

令和2年8月31日（月）まで

#### (2) むつ湾沿岸を周遊するモデルコースPR用パンフレットの制作及び市町村ホームページ掲載内容の提供（写真含む）

##### ① 掲載内容

「4の(1) むつ湾沿岸を周遊するモデルコースの造成」で造成したモデルコースの紹介を中心に、公共交通機関を利用した周遊方法、そのほかむつ湾沿岸市町村の魅力を発信する効果的な観光情報等を掲載する。

② パンフレット仕様

- イ 規格：日本産業規格 A 4 版
- ロ 紙質：本パンフレットに効果的な種類、厚みのもの
- ハ 色：全ページフルカラー
- ニ 言語：日本語、英語、韓国語、中国語簡体字、中国語繁体字
- ホ 部数：各言語 2, 0 0 0 部
- ヘ 納期：令和 2 年 9 月 3 0 日（水）
- ト その他：版下データを Adobe Illustrator 及び PDF データで納品すること。  
写真データを J P E G 形式にて電子データで納品すること。

③ ホームページ仕様

- イ パンフレット掲載した内容を基に各市町村のホームページへ掲載する案を作成する。
- ロ 各市町村ホームページに掲載でき、二次利用できる写真データを納品すること。
- ハ 納品は簡単に活用できる形式で納品すること。

④ 留意事項

- イ 本パンフレットの掲載内容は、撮影、取材等を想定している。
- ロ 掲載する情報の真偽確認、撮影許可及び掲載許可の申請等は、すべて受注者の責任で行うこと。
- ハ 本パンフレットは、発注者の確認、承諾を得ながら制作していくこと。
- ニ 制作したパンフレット、写真、デザイン、イラスト、ロゴ、文書及び図表等の著作権は、発注者に帰属する。
- ホ 本パンフレットの PDF データは、陸奥湾沿岸市町村の観光を PR することを目的として、陸奥湾沿岸市町村及び関係機関のホームページに掲載するほか、第三者に提供することができるものとする。
- ヘ 制作過程で生じる権利関係、第三者の著作権、受注者の Adobe Illustrator 形式データ及び PDF 形式データの使用、ホームページ掲載に係る利用承諾等の処理は、受注者の責任及び費用で適正に行うこと。

(3) むつ湾沿岸を周遊するモデルコースの分析・報告

「4の(1) むつ湾沿岸を周遊するモデルコースの造成」で造成したモデルコースを、今後さらに魅力的なものにしていくため、陸奥湾沿岸を周遊するモデルコースの観光コンテンツ及び二次交通のアクセス環境の課題等について分析し、今後の展開を見据えた提案等をまとめた報告書を作成し、提出（紙媒体 8 部及び PDF データ）すること。

## 5 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、陸奥湾沿岸市町村と連絡調整を十分に図ること。
- (2) その他、業務の目的を達成するために効果的と思われる事項を行うこととし、当仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定すること。